

内部監査の実施状況について
(平成23年3月末現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内 各課 室 (10所属)	平成22年10月28日 ～12月15日にかけて実施	会計経理事務に関する事項 管理事務に関する事項 その他	会計経理事務に関する事項 該当なし 管理事務に関する事項 超過勤務命令権者不在時に、超過勤務命令簿に電話連絡の表示もれが認められた。 (2所属) その他 該当なし	管理事務に関する事項 超過勤務に関する事務処理要領に基づく処理を周知 徹底する。
和歌山監督署 外4署	平成22年10月1日 ～10月26日にかけて実施	会計経理事務に関する事項 管理事務に関する事項 その他	会計経理事務に関する事項 国庫金振替書について、日々の枚数の記帳及び検査がなされていない。(2所属) 連続番号は付されているが、小切手帳、振替書ともに旧年度払いの表示がなされていない。(1所属) 管理事務に関する事項 超過勤務命令権者不在時に、超過勤務命令簿に電話連絡の表示もれが認められた。 (1所属) その他 該当なし	会計経理事務に関する事項 小切手帳 国庫金振替書の管理にあたっては、小振程に基づく処理を周知 徹底する。 管理事務に関する事項 超過勤務に関する事務処理要領に基づく処理を周知 徹底する。
和歌山安定所 外7所	平成22年10月8日 ～10月22日にかけて実施	会計経理事務に関する事項 管理事務に関する事項 その他	会計経理事務に関する事項 国庫金振替書について、日々の枚数の記帳及び検査がなされていない。(1所属) 平成18年度以降より、4月分の出納整理期間中における新・旧年度の表示がなされていない。(1所属) 管理事務に関する事項 超過勤務命令権者不在時に、超過勤務命令簿に電話連絡の表示もれが認められた。 (2所属) 休暇簿で、電話連絡受けについて理由の記載もれが認められた。(2所属) その他 該当なし	会計経理事務に関する事項 国庫金振替書の管理にあたっては、小振程に基づく処理を周知 徹底する。 管理事務に関する事項 超過勤務に関する事務処理要領に基づく処理を周知 徹底する。 休暇取得にあたって人事院規則15-14第27条に基づき、事前申請できなかった場合の処理を周知 徹底する